

くさかべ幼稚園 一時預かり事業(一般型)実施細則

学校法人和光学園

認定こども園くさかべ幼稚園

(目的)

第1条 この細則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。)第59条第10号の規定に基づく、一時預かり事業(一般型) (以下「一時預かり」という。)を実施し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施場所)

第2条 山梨市小原東356 学校法人和光学園 認定こども園くさかべ幼稚園とする。

(一時預かりの内容)

第3条 一時預かりの内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保護者の就労形態により、家庭における保育が断続的に困難となる児童に対し、原則として1週間当たり2日を限度として実施する非定型的保育
- (2) 保護者の疾病、冠婚葬祭その他の社会的にやむを得ない事由により、緊急又は一時的に保育を必要とする児童に対し、10日を限度として実施する緊急保育
- (3) 保護者の私的な事由により保育を必要とする児童に対し、1週間当たり2日を限度として実施する私的理由による保育

2 一時預かりの利用可能人数は、1日当たりおおむね1人とする。

(対象児童)

第4条 一時預かりの対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、保育を受けていない原則2歳児から就学前までの児童とする。

(保育日と保育時間)

第5条 保育日と保育時間は、平日(月・火・水・木・金)の、原則午前9時から午後2時30分までとする。

(申込み)

第6条 一時預かりを希望する保護者は、「利用申込書」に必要と認める書類を添付して申し込むものとする。

(利用の承諾)

第7条 前条の申込みがあった場合は、速やかにその内容を調査し、利用承諾の可否を申込者に通知するものとする。

(利用承諾の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、利用の承諾を取り消すことができる。

- (1) 対象児童としての要件を満たさなくなったとき。
- (2) やむを得ない事由により、当該児童の保育を継続することが困難と認められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、園長が必要と認めるとき。

2 園長は、前項の規定により利用の承諾を取り消す場合は、事前に保護者に通知するものとする。

(利用の変更)

第9条 一時預かりの利用の変更を希望する保護者は、事前に変更の旨を園長に申し出るものとする。

(利用の辞退)

第10条 一時預かりの利用を辞退しようとする保護者は、事前に辞退の旨を園長に申し出るものとする。

(児童の健康調査)

第11条 一時預かりを利用する児童については、申込み時に母子手帳（コピーの添付）及び事前の面談による育成状況聴き取り等により、健康状態を把握するものとする。

(児童の処遇)

第12条 児童の処遇については、本園の児童に対する保育に準ずるものとする。

(費用負担)

第13条 保護者は、下記の一時預かり事業利用料を納入しなければならない。

・利用料金 1日利用《9:00~14:30》 2,000円（おやつ代100円、給食費345円）

半日利用《9:00~11:30》 1,000円（おやつ代100円）

・ひと月に5日以上利用の場合は、施設整備費と教材費等として諸経費1,000円

2 前項の規定にかかわらず生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯は無料とする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、一時預かりの実施に関し必要な事項は、園長が別に定める。

附 則 (施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 令和1年10月1日一部改正（消費税改定により給食費310円⇒320円へ）

3 令和7年6月1日一部改正（給食費320円⇒345円へ）